

令和2年11月からの電子申請について

令和2年4月より社会保険の手続きについて、電子申請を利用した受付が一部開始しております。健康保険の手続きについてもマイナポータル（社会保険・税手続きオンライン・ワンストップサービス）を利用した申請受付が令和2年11月より開始いたします。

マイナポータルをはじめて利用する際は、「GビズID」の取得が必要となります。（「GビズID」の詳細については、[こちら](#)をご参照ください。）

また、マイナポータルによる運用上の留意事項等は、10月下旬にホームページにて掲載する予定です。

なお、従来の方法（紙媒体や電子媒体）での申請も引き続き受付しております。

（注）特定法人（※1）については電子申請が義務化（※2）されております。

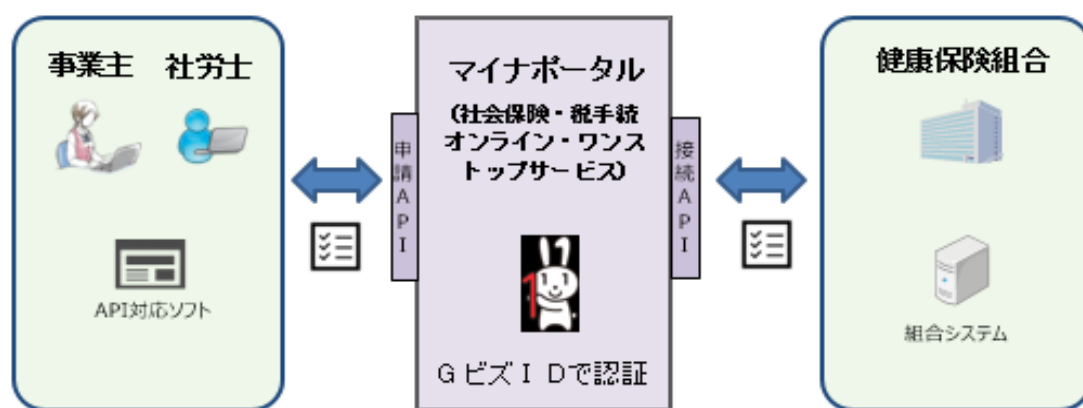
（※1）特定法人とは、資本金、出資金の額が1億円を超える法人等

⇒国税庁HP（<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>）にて「電子申請の義務化の対象法人一覧表（組織区分別）」が確認できます。

（※2）義務化対象の届出

- ・健康保険被保険者 報酬月額算定基礎届
- ・健康保険被保険者 報酬月額変更届
- ・健康保険被保険者 賞与支払届

電子申請の仕組み【申請フロー】



【電子申請環境】

申請を行うには、ご利用の人事・給与システムからAPI連携によりGビズID・パスワードで認証のうえ、マイナポータルに申請データを送信します。ご利用の人事・給与システム毎に仕様や操作方法が異なりますので、詳細につきましては、ご利用の人事・給与システム事業者にお問い合わせください。

※日本年金機構届出作成プログラムから直接、マイナポータルに申請することはできませんのでご注意ください。